

広島市告示（安佐北区）第 88 号

令和 8 年 8 月 20 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 8 年 8 月 20 日から令和 8 年 9 月 3 日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	安佐北 3 区 4 2 5 号線	安佐北区亀山四丁目 5 4 1 番 3 地先から 安佐北区亀山四丁目 5 9 3 番 1 地先まで	令和 8 年 8 月 20 日